
SKINCANDY会員規約

2023年11月11日(土)

第1条 定義

本規約に定めるSKINCANDY会員はSKINCANDYJAPAN事務局から認定されたエデュケーター講師より講習を修了した個人とする。

会員ならびにエデュケーター講師は当事務局の定める本規約を遵守する。

第2条 開講条件

1. 講習資格

本部認定のエデュケーター講師のみ、SKINCANDY商材を扱った講習を開講できる。

エデュケーター講師が開講する際は、必ずSKINCANDYJAPAN事務局が指定するスターターキットを使用し、備品以外で他社ブランド商品を使用してスクール開講することを禁ずる。

エデュケーター講師以外のSKINCANDY会員は、SKINCANDY商材を扱った講習を開講することはできない。

2. 講習詳細

講習費や所要時間は本部の定める基準に従う。なお、教材用の電子データ(テキストPDFや動画など)は受講者へデータ送信することはできない。教材テキストはパソコン画面で見せたり印刷して渡し、動画はパソコン画面で見せることのみ可能とする。

第3条 退会勧告

【一般会員】

SKINCANDY会員が次項目の1つに該当する行為を被った場合、SKINCANDYJAPAN事務局本部より退会勧告、強制退会とする。

- SKINCANDY会員の権利を講習を受講していない第三者へ譲渡した場合
 - 本部や会員へ誹謗中傷を行った場合
-

3. 店販品以外のSKINCANDY商材(スターターキット内商材)を店頭等で販売した場合
4. 性的ビジネスなどブランドの品位を著しく低下させる行為があった場合
5. エducator講師資格のない会員がSKINCANDY商材を使って講習を行った場合

【エドyuekator講師会員】

本部認定のエドyuekator講師本人が以下のいずれかに該当する場合、当事務局は講師資格を取り消しまたは強制退会とする。なお、資格取り消しによって生じる個人の不利益について、当事務局は一切の責任を負わないこととする。

1. SKINCANDY商材を使用した講習を決められた講習内容/講習費で行っていなかった場合
2. エドyuekator講師の在籍するサロン等で講師資格のない従業員に講師業務を行わせていた場合
3. 店販品以外のSKINCANDY商材(スターターキット内商材)を店頭等で販売した場合
4. 当事務局、他会員、受講者からの苦情に対して改善が見られない場合

第4条 その他

本規約は、一般会員やエドyuekator講師の事前の承諾なくSKINCANDYJAPAN事務局の決議によって、必要に応じて内容の改訂を行えるものとし、その時点から変更後の規約が適用されるものとする。